

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和 5年 9月 29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
東京都板橋区成増5丁目9番地7号		株式会社湖池屋 代表取締役社長 佐藤 章 電話番号：0771-63-0375					
主たる業種	その他のパン・菓子製造業	細分類番号	0 9 7 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握しこの結果を基に改善を進め、令和2～4年度の平均を基準として4%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長を委員長とした京都工場環境委員会を設け、環境理念・行動指針に沿った活動を行い、計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,371.9 トン	10,085.2 トン	9,962.8 トン	9,962.8 トン	-3.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,424.7 トン	10,085.2 トン	9,962.8 トン	9,962.8 トン	-4.0 パーセント	
目標の根拠		太陽光発電設備の導入による再エネ電気の使用等により、4%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量(t)×1/10)	6.18	5.93	5.86	5.86	-4.80 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		生産数を維持しながら省エネをはかるため。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	電力の見える化（EMS）を導入する。高効率設備への更新。					
	令和6年度	PPAによる太陽光発電設備を導入する。電力以外のエネルギー見える化を導入する。					
	令和7年度	高効率設備への更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	工場最寄り駅より送迎バスを運行し、マイカー通勤の抑制を図る。					
	上記の措置を採用する理由	工場徒歩圏内における交通機関の利便性が乏しいため、鉄道が利用可能な従業員のマイカー抑制につなげる。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2009年から北海道南富良野町の町有林において森林保全活動を実施しており、活動エリア一帯を「じゃがいも心地の森」と命名し環境への取組を強化している。 2021年より湖池屋SDGs劇場「サスとテナ」を展開している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。